

## 集会施設等の開館時間の見直し（案）に関する報告について

### 1 市民説明会開催の報告について

| 日時       | 時間           | 場所                  | 人数  |
|----------|--------------|---------------------|-----|
| 4月18日(土) | 午後2時～午後3時30分 | 中央公民館視聴覚室           | 11名 |
| 4月22日(水) | 午後6時30分～午後8時 | 小川町一丁目地域センター<br>集会室 | 5名  |
| 4月23日(木) | 午後6時30分～午後8時 | 小川西町公民館ホール          | 19名 |
| 4月26日(日) | 午後2時～午後3時30分 | 東部市民センター集会室         | 4名  |

### 2 説明会における質疑応答要旨

#### 【公民館・地域センター共通】

- Q1 夜間に施設を利用する方は仕事をしている方が多く、夜間枠の開始時間を午後6時から午後5時に変更となった場合、午後5時から参加することが困難であり、利用時間が短くなると考えるがどうか。
- A1 仕事の関係で午後5時からの利用が難しい方がいることは認識しているが、多くの利用者が午後9時までに退館している状況を踏まえ、夜間枠の開始時間を見直すこととした。一方、東西に長い地域特性を考慮し、中央公民館、花小金井南公民館、小川西町公民館については午後10時までの利用を維持する方針である。
- Q2 人件費や委託料、修繕費など多額の管理運営コストとは具体的に何を指しているか。
- A2 地域センターの維持管理費は、令和2年度が2億4,400万円、令和6年度は2億9,000万円である。公民館の維持管理費は、令和2年度が1億5,800万円、令和6年度は2億600万円である。なお、集会室は図書館施設の一部であるため、集会室のみの維持管理費を分けて示すことは困難である。
- Q3 従事者の働き方改革につながるとはどういう意味か。
- A3 各地域センターには3名の会計年度任用職員が勤務しているが、早番・遅番・休暇を分担して対応している状況である。夜間に利用者がいない場合、職員から業務を早く終えたいという意見が複数寄せられている。また、職員募集に対する応募数は年々減少傾向にあり、働きやすい環境を整える必要があると考えている。

- Q 4 見直しによる効果額 2,000 万円の内訳は何か。
- A 4 地域センターにおいて約 1,500 万円、公民館で約 500 万円、集会室で約 50 万円の効果額を見込んでいる。
- Q 5 説明会での意見は反映されるか。
- A 5 説明会でいただいた意見も参考にしながら検討するが、大きな方向性としては見直し案の内容のとおりとする方針である。
- Q 6 午後枠と夜間枠の間がなくなると、退室する利用者と入室する利用者の間でトラブルは発生しないか。
- A 6 現状では、貸出時間帯内での入退室を利用者に依頼しており、引き続き同様の対応を継続する方針である。
- Q 7 施設の稼働率を上げる取り組みはしているか。
- A 7 地域センターでは、地域のコミュニティ活動や居場所として多くの方が利用できるよう、Wi-Fi 環境の整備などをしてきたが、夜間の利用は伸びていない。公民館では、サークル化の促進、講座受講申し込みにあたっての log o フォームの活用、子育て世代に向けた小平市のアプリの活用など、利用の促進に努めている。

#### 【公民館について】

- Q 8 開館時間の見直しを行わない公民館 3 館（中央公民館、小川西町公民館、花小金井南公民館）はどのようにして選ばれたか。
- A 8 小平市は東西に長い地域性から、中央部、東部、及び西部に 1 施設ずつ配置することとした。
- Q 9 利用率が高い公民館の一部で開館時間が短くなり、利用率が低い公民館で開館時間の変更がないところがあるのはなぜか。
- A 9 資料に記載されている稼働率は午後 6 時以降の夜間枠の稼働率であるため、見直し対象は中でも午後 9 時以降の時間帯である。午後 9 時以降の利用については、年間の 3 分の 2 の日は予約がない状況であるため、この部分の時間帯を見直すこととした。

#### 【地域センターについて】

- Q10 公民館の一部では午後 9 時以降の予約がない場合は閉館していると聞いている。地域センターも同様の取り扱いをした方が経済的効果があるのではないか。

A10 地域センターに勤務している会計年度任用職員は専門職であるため、勤務時間があらかじめ決められている。予約がない場合でも勤務時間内は職員が勤務する必要がある、制度上、予約がないから帰宅するという運営は困難である。

### 3 集会室等の利用状況書面ヒアリングの集計結果について

開館時間の見直し（案）の対象施設である地域センター、公民館において、夜間（午後6時～午後10時）の集会室等の利用状況について把握するため、令和8年3月11日から4月10日の期間に、以下のとおり書面ヒアリングを行いました。

#### 1 地域センター

設問1 本日の施設の利用目的について教えてください。

| 利用目的             | 回答数（件） | 割合（％）  |
|------------------|--------|--------|
| 自治会その他の地域活動のため   | 35     | 22.58  |
| 趣味のサークル活動のため     | 73     | 47.10  |
| 社会教育・福祉活動のため     | 13     | 8.39   |
| 民間の事業所・法人等の活動のため | 9      | 5.81   |
| 市など官公署に関わる活動のため  | 1      | 0.64   |
| その他              | 24     | 15.48  |
| 合計               | 155    | 100.00 |

設問2 通常時の集会室等の利用終了時刻を教えてください。

| 利用目的          | 回答数（件） | 割合（％）  |
|---------------|--------|--------|
| 午後7時まで        | 15     | 9.68   |
| 午後7時以降、午後8時まで | 40     | 25.81  |
| 午後8時以降、午後9時まで | 59     | 38.06  |
| 午後9時以降        | 41     | 26.45  |
| 合計            | 155    | 100.00 |

設問3 夜間の時間帯を午後9時までとした場合の活動への影響について、伺います。

(1) どの程度の影響がありそうか、教えてください。

| 利用目的          | 回答数 (件) | 割合 (%) |
|---------------|---------|--------|
| 支障はあまりない      | 103     | 66.45  |
| 影響はあるが、やむをえない | 18      | 11.61  |
| 支障が大きい        | 25      | 16.13  |
| わからない         | 8       | 5.16   |
| 未回答           | 1       | 0.65   |
| 合計            | 155     | 100.00 |

(2) 支障が見込まれる場合、具体的にどのような内容か、教えてください。(抜粋)

- ・戸締まりや片付けなどで午後9時30分には終了することが必須となる
- ・仕事終わりからの話し合いになるので、2時間位では終了しない
- ・21時閉館だと実際に活動できる時間が短くなる。メンバーの多くが社会人のため、仕事帰りだと開始が遅くなるため活動時間を確保したい
- ・21時に閉館になると、今よりも10～20分早く会議を切り上げなければならない
- ・会議を主催する役員の方へは、可能な限り、時間を最小限スムーズに進行することを望むべき
- ・飲食やレクを含めた懇親会を行う場合、準備から片付けまでを考えると、21時まででは不十分
- ・時間を気にせず、懇親したい
- ・懇親会の場合は、若干時間が短く感じるが、年数回なので、仕方ない
- ・時間にあわせて行動します
- ・早く始めるというのも可

## 2 公民館

設問1 本日の施設の利用目的について教えてください。

| 利用目的             | 回答数 (件) | 割合 (%) |
|------------------|---------|--------|
| 自治会その他の地域活動のため   | 12      | 12.25  |
| 趣味のサークル活動のため     | 71      | 72.45  |
| 社会教育・福祉活動のため     | 10      | 10.20  |
| 民間の事業所・法人等の活動のため | 1       | 1.02   |
| 市など官公署に関わる活動のため  | 1       | 1.02   |
| その他              | 3       | 3.06   |
| 合計               | 98      | 100.00 |

設問 2 通常時の集会室等の利用終了時刻を教えてください。

| 利用目的              | 回答数 (件) | 割合 (%) |
|-------------------|---------|--------|
| 午後 7 時まで          | 5       | 5.10   |
| 午後 7 時以降、午後 8 時まで | 21      | 21.43  |
| 午後 8 時以降、午後 9 時まで | 43      | 43.88  |
| 午後 9 時以降          | 29      | 29.59  |
| 合計                | 98      | 100.00 |

設問 3 夜間の時間帯を午後 9 時までとした場合の活動への影響について、伺います。

(1) どの程度の影響がありそうか、教えてください。

| 利用目的          | 回答数 (件) | 割合 (%) |
|---------------|---------|--------|
| 支障はあまりない      | 59      | 60.20  |
| 影響はあるが、やむをえない | 17      | 17.35  |
| 支障が大きい        | 15      | 15.31  |
| わからない         | 5       | 5.10   |
| 未回答           | 2       | 2.04   |
| 合計            | 98      | 100.00 |

(2) 支障が見込まれる場合、具体的にどのような内容か、教えてください。(抜粋)

- ・昼間働いている者たちの活動なので、十分な活動時間がほしい。後片付けなどを考慮すると、今まで通り 22 時迄の開館にしてほしい
- ・毎回ではないがたまに使用するときがあるかもしれないので、その時だけでも利用できたらありがたい
- ・公民館まつりなどのイベント前の練習が困る
- ・話し合いがまとまらず伸びる可能性が過去にあった。出席率を上げる為に夜間使用することが多い
- ・たまに 21 時半くらいまで使用するのでできるだけ 22 時までやってほしい
- ・18 時から集まるのが難しいため。19 時頃から練習を始めるので、21 時、少し過ぎてしまうことが多い
- ・後片付けの時間があるので少し早く終わるようになる
- ・事前準備、その時の調理内容による
- ・21 時を越えて長びくことがあり困る
- ・大会前など遅くまで練習したいので 22 時まで使いたいことはあるがやむをえない
- ・実質 3 時間の練習時間が確保できるならやむをえない
- ・通常の活動は 21 時で終わっているのに特に問題はないがミーティング等が行われるときに 21 時半くらいまで利用することがある。21 時までということであれば時間内に終わらせるようにする

#### 4 夜間利用の実績があった団体への周知

令和7年度に、見直し案の対象となる集会施設等を夜間等にご利用された団体の代表者へ、見直し案の資料と説明会開催のお知らせを送付しました。

##### 【説明会開催日程】

| 場所                     | 日時                    |
|------------------------|-----------------------|
| 美園地域センター<br>第一・第二集会室   | 6月8日（月） 午後6時30分～8時    |
| 上水南公民館<br>ホール          | 6月10日（水） 午後6時30分～8時   |
| 上宿図書館<br>第一・第二集会室      | 6月10日（水） 午後2時～3時30分   |
|                        | 6月13日（土） 午後2時30分～4時   |
| 鈴木公民館<br>講座室           | 6月13日（土） 午前10時～11時30分 |
| 小川町一丁目地域センター<br>集会室1・2 | 6月18日（木） 午後6時30分～8時   |
| 喜平図書館<br>第一・第二集会室      | 6月19日（金） 午後6時30分～8時   |